

# 平成30年4月より

## 都道府県と市町村が一体となって国保を運営します

平成29年度までは、国民健康保険制度（国保）は市町村が保険者となり運営してきましたが、平成30年度から都道府県も運営に加わることになりました。



都道府県も国保の運営に加わるのはなぜですか？

国保がかかえている3つの財政的問題を解消するためです。

- ①年齢構成が高く医療費水準が高い
- ②所得水準が低く保険税の負担が重い
- ③財政が不安定で赤字になっている小規模な保険者が多い



何が変わるのですか？

財政運営の責任主体が都道府県にかかります。下記のとおり、都道府県と市町村の役割を分けて運営することになります。



### 都道府県と市町村の 主な役割

#### 都道府県

#### 市町村

役割	都道府県	市町村
役割	安定的な財政運営や効率的な事業等の実施について、中心的な役割を担います。	住民の身近な窓口として、保険証の発行や保険税の賦課・徴収、保険給付、保健事業などを行います。
資格管理	事務の効率化、標準化、広域化を推進	被保険者証の交付など
保険税	市町村ごとの標準保険料率を算定・公表 国保事業費納付金を決定	標準保険料率を参考に保険税率を決定
保険給付	給付に必要な費用を、全額市町村に対して支払、保険給付の点検	保険給付の決定、支給
保健事業	市町村に対して、必要な助言・支援	健診やデータヘルス事業などきめ細かい保健事業の実施

ここは  
変わりません

各種届け出等の窓口は、これまでどおり市町村となります。

変わること①

**被保険者証などの様式が変わります。**  
※有効期限が未到来の高齢受給者証・限度額適用認定証などは4月以降順次切り替わります。

変わること②

**国保の資格取得・喪失は県単位となります。**  
※これまでどおり、転出・転入の届出が必要です。  
転入先の市町村で新しい被保険者証が交付されます。

変わること③

**高額療養費の多数回該当の通算方法が変わります。**  
県内の他市町村への転出であれば、世帯の継続性が保たれている場合には、4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数を引き継ぎ通算されるようになり、加入者の負担が軽減されます。

国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号番号
氏名	性別
生年月日 資格取得年月日 交付年月日	
世帯主名 住所	
保険者番号	保険者名 <input type="checkbox"/> 印



高知県 国民健康保険 被保険者証	有効期限 記号番号
氏名	性別
生年月日 適用開始年月日 交付年月日	
世帯主名 住所	
保険者番号	交付者名 <input type="checkbox"/> 印